

第20回独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会

令和7年2月27日

【長村部会長】 定刻少し早いのですがけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから第20回独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会を開催いたします。本日は御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、「独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会の進め方について」となっております。

初めに、議事に入る前に昨年7月5日付で事務局において人事異動がございましたので、一言御挨拶をお願いいたします。

【北川審議官】 政策立案総括審議官の北川と申します。本日は御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、かつて独法評価や独法の制度改革に携わっておりました。今日の独法の会計基準や財務報告制度につきましては、制度や実務に精通された皆様の御協力の下で改善を重ね、発展することができているものと考えておりまして、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

独法の会計基準が設けられて20年以上が経過いたしまして、その後、平成26年の制度改革では、国の政策の実施機関である独法の機能を最大に引き出すという方向が打ち出されまして、より一層効果的で効率的な経営が求められるとともに、その状況の透明性も向上させるということが要請されたものでございます。

会計基準におきましても、独法の経営状況をより一層リアルに表示していくという方向が望まれるのではないかと考えるところでございます。また、制定当初は想定されなかったような現場の取引等の実態の変化や企業会計原則の進化、進展にも敏感に反応していくことが必要ではなかろうかと考えております。

本日は、共同ワーキング・チームにおける具体的な検討に先立ちまして、その方向性や今後の検討の進め方について、率直な御意見を賜りたいと考えております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【長村部会長】 北川審議官、大変ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思いますので、まず事務局のほうから御説明をお願いいた

します。

【高松管理官】 管理官の高松と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本体資料の1ページを御覧ください。検討の前提として、独法会計基準の現状を御説明しています。

前提といたしまして、独法につきましては、利益の獲得を目的としない、損益計算は経営成績ではなく運営状況を明らかにするために行うこととされており。そして、損益計算は中期計画等に沿って通常の運営を行った場合、損益はニュートラルになるように構築をする必要があるとされており。このような考え方の下、独法の経営努力へのインセンティブ付けを機能させるためには通則法44条に規定されます「損益計算」を適切に行う必要がございます。

具体的には、独法の努力だけでは決まらない損益の部分、国、主務省が企画立案した政策を運営費交付金を受領して独法が行うといった業務につきましては、基本的に損益均衡の形で認識をする。しかしながら、独法が発揮した経営努力についてはきちんと認識をしていこうと。そのために、損益均衡の概念が設けられているということに触れております。

イメージ図の左側ですけれども、交付された運営費交付金を効率的に使い、結果として交付された額よりも少ない額で業務を執行できたケースです。点線の水準が損益均衡水準ですが、この水準は、支出の効果が長期にわたる支出について収益と費用が計上されるタイミングを合わせてあげた上で、業務が完了できた段階で受領した交付金の予算額をそのまま収益に計上し、費用については期間配分された実際の費用を計上することで独法が頑張った効果が損益の金額に反映されると、このようなイメージを示しております。

後ほど触れますが、このように計算された損益につきましては、その中身が主務大臣に審査をされ、経営努力として認定を受けた金額が翌年度以降の法人の独自財源とされることとされており。

右側は自己収入を獲得した場合です。こちらも損益計算の結果、独法が頑張った結果が損益として表現されると、そのようなイメージを示しております。

ただし、このような損益情報を通じてインセンティブを機能させるためには、独法が行う様々な取引について必要な範囲で適切に損益均衡を図ることが必要となってまいります。

例えば、必要な取引において損益均衡が図られていない状況が生じ、ある年の損益計算の結果、独法の責任によらない多額の損が計上されたと。その結果、ほかの事業で獲得した利益が相殺され、総利益がマイナスになった。このような場合、その年度の利益が存在

しませんので、法人は経営努力認定の申請自体を行うことができないこととなります。このような法人の努力をなくしてしまう事態を避ける、また各年度の損益情報が法人の実際の活動成果を表す情報となるためにも、適切な範囲で損益均衡を図ることが重要と考えております。

このような観点の下、3ページに移っていただきまして、2つ目の矢印ですが、一方で取引環境の変化、会計基準の不備などを原因として、損益均衡を図るべき取引において均衡が確保されていない。また、損益均衡を図るためのルールが効き過ぎて、過大な利益の計上に至っているケースなどが見られております。今般の改定でこのような状況を是正する手立てを講じてはどうかと考えております。

もう一つの課題としまして、先般、企業会計において導入されました改正リース基準を独法会計基準に反映させることについて検討したいと考えております。

具体的な論点でございますが、損益均衡の関係では「参考2-1」以下のところに書いております「2-1」としまして、運営費交付金等を財源とする前払費用を要する取引に伴う損益不均衡の是正、「2-2」としまして、退職給付引当金の処理（前払年金費用の計上）に伴う損益不均衡の是正、それから、「2-3」としまして、前中期目標等期間繰越積立金の取崩しに伴う過大な利益計上の是正について御意見をいただきたいと考えております。

また、改正リース基準の関係では、本体資料の4ページでございますが、「3-1」では、基本的に全面的に反映をする。ただし、独法に固有の事情を踏まえた手立てを講じる、という方向性について。「3-2」では、独法に固有の事情を踏まえ、改正リース基準を全面的に反映しない方向性についてどう考えるか、このような2つの論点について併せて御意見をいただきたいと考えております。

また、本体資料の6ページでございますが、「4.その他」といたしまして、「4-1」、非公開企業の新株予約権の評価方法について考え方を示すこととしてはどうかとしておりますが、この点につきましては、4月下旬の共同ワーキング・チームで事務局の考え方をお示しした上で別途御意見をいただきたいと考えております。

最後に、検討のスケジュールでございますが、最後の表に記載のとおり、本日の第31回共同ワーキング・チーム及び4月開催予定の第32回共同ワーキング・チームにおいて、各論点について検討を進めさせていただき、6月開催予定の第33回共同ワーキング・チームに改訂案を取りまとめて御報告、その後、7月にパブリックコメント及び各府省への意見

照会を行いまして、夏の第22回独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会において御了承の御判断をいただければと考えております。

このような全体の運びにつきまして御検討いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いたします。

【長村部会長】 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明いただきました当部会の進め方につきまして、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

会田先生、お願いします。

【会田委員】 今、事務局のほうから今後の検討事項について説明いただきました。ありがとうございます。

それで、1つ、共同ワーキング・チームで議論を進めていく上で、どの時点がゴールとなるのか。夏までに検討するということなのですけれども、実際に適用する時期等について、現段階で事務局のほうで一応ここまでとか、そのような縛りがあるというか、御意向がありましたらお示しいただければと思います。

【高松管理官】 損益均衡に関わる事柄につきましては、方向性について御了承いただきましたら、できるだけ直ちに適用ということを考えております。改正リース基準につきましては、企業会計基準のほうで2027年、令和9年4月から適用開始となっておりますが、これと併せたような形で、導入する場合には適用を開始させていただいてはどうかと、このように考えております。

【野崎委員】 野崎です。

今の点につきまして、1つ。これは議論の中でやるべきことかもしれませんが、今回の適用について、リースはどういう形で独法会計、公会計に適用するのか。この点はこれからの議論ということになると思いますが、適用開始時期については、一応、2027年前提で考えるのがよいのか。あるいは、やっぱり企業会計である程度定着して、いろいろなシステムの改修や、移行期間をどうするか、いろいろ経験が企業会計の側で積み上がってくるということのことを考慮すると、私は、適用開始時期を少しずらしてもよいのではないかと考えているのですが、それはどの場面で決めていくのでしょうか。

【高松管理官】 適用開始のタイミングにつきましても、今般の議論の中で御意見をいただければ幸いですと考えております。

【長村部会長】 ありがとうございます。

確かにリース会計基準はまだ企業会計でも入っていないところで、論点がまだこれから

出てくる可能性がありますので、共同ワーキング・チームなどでしっかりと議論していただくと思っております。ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問のある方はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今年度は、冒頭、事務局から御説明いただきましたとおり、近年の独法における取引の実態と実情等を踏まえまして、損益均衡を図る必要性が高まっていると考えられる取引について、そのための手立てを講じるとともに、昨年9月に改正されましたASBJ（企業会計基準委員会）から発行された会計基準第34号「リースに関する会計基準」を独立行政法人会計基準等に反映することについて検討したいと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、具体的な検討につきましては、法制・公会計部会との共同ワーキング・チームにおいて行うこととしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【長村部会長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第20回会計基準等部会を閉会いたします。本日は御多忙のところ、大変ありがとうございました。